

短期入所生活介護サービス 契約書

介護予防短期入所生活介護サービス

甲（利用者） 様
乙（事業者） 社会福祉法人昌明福祉会
特別養護老人ホーム港寿楽苑

第1条（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの目的）

乙は甲に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条（甲の要介護・要支援状態区分等）

1. 甲の契約日時点における要介護（要支援）状態区分は _____ です。
2. その要介護認定の有効期間は令和 年 月 日から
令和 年 月 日までです。
3. 被保険者証に記載された認定審査会意見は次のとおりです

（意見の記載がないときは、斜線を引く）

4. 甲は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを受けるつど乙に被保険者証を提示し、乙は、この被保険者証により、甲の被保険者資格、要介護認定（要支援認定）の有無、要介護認定（要支援認定）の有効期間および認定審査会意見を確認します。
5. 甲と乙とは、この契約が更新される毎に、更新時点での甲の要介護状態区分（要支援状態区分）、要介護認定（要支援認定）の有効期間および認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付するものとします。

第3条（事業者および施設）

1. 乙は、介護保険法令に基づいて、愛知県知事から指定を受けた指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業者です。
2. 施設の概要および職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条（契約期間）

1. この契約の期間は、令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日とします。
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（要支援）認定の有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護

(要支援) 認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

1. 契約満了日の 30 日以上前までに甲から書面による更新拒絶の申出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
2. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（要支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第 5 条（短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの基本内容）

1. 乙は甲に対して、甲が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合に、乙の運営する第 3 条の施設において、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。なお、サービスの内容については、別紙「重要事項説明書」記載のとおりです。
2. 乙は、介護保険給付短期入所生活介護サービスとして、①食事、排せつ、入浴、着替え等の介助その他日常生活上の世話、②機能訓練、③健康管理、④相談および援助、⑤送迎（身体的家庭的事情等から送迎が必要な場合）を提供できます。
3. 乙は、介護保険給付外短期入所生活介護サービスとして、①送迎（前項に定める以外）、②食材の提供、③理美容、④教養娯楽施設の利用、⑤レクリエーション行事等を提供できます。

第 6 条（短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの基本方針）

1. 乙は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、甲の心身状態、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するように努めます。
2. 乙は、甲の要介護（要支援）状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの目標を設定し、第 8 条に規定する短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画が作成されたときはこれにもとづき、そうでない場合は居宅サービス計画にそって、計画的にサービスを行います。
3. 乙は、提供する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行います。
4. 乙は、甲の被保険者証に認定審査会の意見が付されているときは、それに配慮してサービスの提供を行います。
5. 乙は懇切丁寧を旨としてサービスを提供するよう努め、本条のサービスの提供にあ

たつて甲および甲'（この契約上甲'がないときは甲の家族）から説明を求められたときは、提供方法等についてわかりやすく説明します。

6. 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合をのぞき、甲の身体の拘束あるいはその他甲の行動を制限することはありません。

第7条（他のサービス提供者との連携）

乙は、甲に対して短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第8条（短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成・変更）

1. 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身状況や希望およびそのおかれている環境を踏まえて、他の短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）従業者と協議の上で速やかに、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成します。
2. 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）には、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容にそって作成します。
4. 乙は、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）作成後も、当該計画の実施状況を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）に変更があった場合も同様です。
5. 甲は乙に対し、いつでも短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の内容を変更するよう申出ることができます。この場合、乙は、明らかに変更の必要がないときまたは変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望に添うように計画を変更します。
6. 乙は、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成または変更したときには、甲および甲'（この契約上甲'がないときは甲の家族）に対しその内容を説明し、甲の同意をえます。

第9条（居宅サービス計画変更の援助）

乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第10条（甲の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス利用）

1. 乙が提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスのうち、甲が利用するサービスの具体的な内容は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス利用申込のつど、甲と乙との文書による合意により決めるものとします。
2. 甲が乙の提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを受けようとする場合には、甲は、利用を希望する期間の初日の4か月前から、乙に対して利用する期間を明示して申込みものとします。これに対して乙は、居室が確保できないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り、甲の利用を断ることはできません。
3. 乙は、前項後段において甲の利用を断る場合にあっては、甲の利用する居宅介護支援事業者への連絡、その他適当な短期入所生活（介護予防短期入所生活）介護事業者の紹介等必要な措置を講じます。
4. 甲は、乙の施設を利用するにあたって、別紙「重要事項説明書」記載の留意事項および別に乙が定める施設管理規程にしたがいます。

第11条（居室の利用）

1. 乙が甲に提供する居室の定員は4人、2人、個室です。短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス利用申込のつど、甲と乙との合意により変更できるものとします。
2. 入所後、甲から居室の変更の申出があった場合で乙がその申出を相当と認めたとき、または乙が施設運営上特に必要と認めたときには、居室の変更を行います。

第12条（健康管理）

乙は、常に甲の健康状態に留意するとともに、適宜看護職員による健康相談と別紙「重要事項説明書」記載の嘱託医師による診察を実施します。

第13条（相談および援助）

乙は、常に甲の心身の状況、そのおかれている環境等を的確に把握し、甲およびその家族に対して心配事や悩みについての相談および援助に努めます。

第14条（財産の保全・管理）

乙は、甲から金銭その他の財産について預ったり管理するよう依頼があっても原則としてお断りいたします。

第 15 条 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供記録)

1. 乙は、甲に対して短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
2. 乙は、甲に対する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から 2 年間保存します。
3. 甲または甲'（この契約に甲'がないときは甲の家族）は、乙に対し、いつでも 1 項に規定する書面その他乙が作成した甲の短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供に関する記録の閲覧および謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、乙は甲または甲'（この契約に甲'がないときは甲の家族）に対して、実費相当額を請求できるものとします。
4. 乙は、甲に対して、提供した短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

第 16 条 (利用料等)

1. 甲は乙に対して、乙から提供を受ける各種介護保険給付サービスならびに各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
2. 乙は、甲が支払うべき短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、甲にかわって市町村より支払いを受けます。（以下「法定代理受領サービス」といいます。）
3. 甲が短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの利用をキャンセルするときは、乙は甲に対し、別紙「重要事項説明書」記載のキャンセル料を請求できるものとします。
4. 甲は乙に対し短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用料等を毎利用最終日に支払うものとします。ただし、法人内の他のサービスをご利用され、口座引き落としの手続きがされている方については毎月翌日 15 日までに、当月の利用料等の請求書を送付し口座引き落としにての支払いもできるものとします。

請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、種類毎に利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。
5. 甲は、乙に対し、当月の利用料等を、翌月末日までに、乙の指定する方法で支払います。
6. 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対して、領収証を発行します。領収証には、乙が提供する各種サービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を明示します。

第 17 条（保険給付請求のための証明書の交付）

1. 乙は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供した場合において、甲から利用料の支払を受けたときは、甲に対して、サービス提供証明書を交付します。
2. サービス提供証明書には、提供した短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第 18 条（利用料の滞納）

甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく 6 か月以上滞納した場合において、乙が甲に対して 30 日以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払がないとき、乙は、全額の支払があるまで甲の利用をお断りすることがあります。

第 19 条（秘密保持）

1. 乙および乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供にあたって知り得た甲またはその家族の秘密を漏らしません。
2. 乙は、乙の従業員が退職後在職中業務上知り得た甲またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。
3. 甲は、乙がサービス担当者会議等において甲の個人情報を用いることに同意します。乙は、甲の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第 20 条（損害賠償）

1. 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合をのぞき、速やかに甲に対して損害を賠償します。ただし、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減ずることができます。
2. 乙は、万が一の事故の発生に備えて、東京海上保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。
3. 甲の故意または重過失により、乙の施設または備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

第 21 条（契約の終了）

次の各号の一に該当するときは、この契約は終了します。

1. 要介護認定（要支援認定）更新において、甲が自立と認定された場合。
2. 甲が死亡した場合。
3. 第 22 条にもとづき甲が契約解除を申し出た場合。

4. 第23条第1項にもとづき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
5. 第23条第2項にもとづき契約の解除を通告した場合。
6. 甲が介護保険施設と入所契約を締結した場合。

第22条（甲の契約解除）

甲は、現に短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

第23条（乙の契約解除）

1. 乙は、次の各号に該当する場合においては、この契約を解除できます。ただし、乙は30日間の予告期間をおくものとします。
 - ① 第18条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。
 - ② 甲が故意に法令や施設管理規程等に違反しあるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない場合。
2. 乙は、次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除できます。
 - ① 伝染性疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。
 - ② 甲の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。

第24条（精算）

乙が、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に関して、甲から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により清算の必要が生じた場合は、乙はサービスの未給付分等必要な金額を速やかに甲に返還します。

第25条（苦情処理）

1. 甲またはその家族は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談室等に苦情を申し立てることができます。
2. 甲は、介護保険法令にしたがい、市町村および国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
3. 乙は、甲またはその家族が1項または2項の苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何らの差別待遇もいたしません。
4. 甲またはその家族より苦情申立があった場合は、乙は迅速かつ適切に対処し、サービスの向上および改善に努めます。

第26条（緊急時の対応）

乙は、介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに下記の主治医または協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

主治医	
病院名	
住所	
電話番号	

この場合、予め甲の指定する下記緊急連絡先に対し直ちに連絡します。

連絡先	
住所	
電話番号	
続柄	

第27条（合意管轄）

この契約に関してやむなく訴訟とする必要が生じたときは、名古屋地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲および乙は予め合意します。

第28条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、第1条記載の目的のため、当事者が協議して定めるものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、甲および乙は署名または記名、押印の上、各自1通ずつ所持します。

令和6年 月 日

ご利用者 (甲)	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。 私はこの契約書の定めるところに従い、貴施設における各種サービスの利用を申し込みます			
	住 所			
	氏 名			
	電話番号	() -	FAX	() -

甲	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意思を確認しました。			
	本人との関係		署名を代行 した理由	
	住 所			
	氏 名			
	電話番号	() -	FAX	() -

サービス事業者 (乙)	当事業者は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業者として甲の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。			
	所在地	〒455-0066 名古屋市港区寛政町6丁目10番地		
	名称	社会福祉法人昌明福祉会 特別養護老人ホーム港寿楽苑		
	代表者名	施設長 水谷 昌明	Ⓜ	
	電話番号	(052) 381-4122	FAX	(052) 381-0145